令和5年度第3回我孫子市自立支援協議会本部会

|  |  |
| --- | --- |
| （１）会議の名称 | 令和5年度第3回我孫子市自立支援協議会本部会 |
| （２）開催日時 | 令和5年10月30日（月）午前10時00分から午前12時30分まで |
| （３）開催場所 | 我孫子市役所　分館中会議室 |
| （４）出席又は欠席した委員その他会議に出席した者の氏名（傍聴人を除く）出：出席欠：欠席 | 委員 |
| 出 | 大内委員 | 出 | 武田委員 | 出 | 横田委員 | 出 | 石川委員 | 出 | 関口委員 |
| 欠 | 遠藤委員 | 出 | 志賀委員 | 出 | 今田委員 | 出 | 柳瀬委員 |  |  |
| 事務局 |
| 障害者支援課　竹井課長、並木、野口、関根、高橋、森 |
| （５）議事 | ・アンケート結果報告書について・第4期障害者プラン素案について |
| （６）公開・非公開の別 | 公開 |
| （７）傍聴人の数 | 傍聴人の数　　　1名 |
| 発言者の数　　　なし |

議案第1号　アンケート結果報告書について

（事務局）

第3期障害者プラン検証報告書について、第2回本部会での意見を基に2点修正を行った。

一点目、6ページの（7）障害福祉サービス等の見込量の「課題又は評価」について内容を具体的に表記した。

二点目、4ページ（4）福祉施設から一般就労への移行等について、4年度の実績を追記した。

（事務局）

今年度の本部会において検討を進めていたアンケートについて、市民、事業所、関係団体あてに回答依頼をし、回収を行った。集計結果は報告書に取りまとめたとおりであるが、特徴的な部分について取り上げて説明する。

今回の市民アンケートは我孫子市民かつ障害者手帳所持者1,000名（身体：334名、療育：333名、精神：333名）を無作為に抽出してアンケートを送付した。

2ページ（3）のとおり、今回対象者1,000名に対し、有効回収数が433票という結果であった。

今回からオンライン回答を導入し、有効回収数の433票のうちオンラインによる回答は127票で、書面での回答が306票という結果である。

問8　「問7（今後3年をめどにどのように暮らしたいか）を実現するためにはどのようなことが必要だと感じますか。」

・経済的な負担の軽減を求める声が多く、相談対応の充実、就職するための支援と続いた。

問10　「今後3年をめどに平日の日中どのように過ごしたいですか。」

・企業で働きたいという回答が多く、問8同様就労に対する関心が高い。

問11　「問10の過ごし方を実現するためにどのようなことが必要だと感じますか。」

・問8同様の結果。

問13②　「現在利用している障害福祉サービスの満足度」

・ほとんどの障害福祉サービスにおいて満足もしくは普通の回答。不満という回答は少なかった。

問13③　「現在利用中の障害福祉サービスの利用量」

・ほとんどの障害福祉サービスにおいて増やしたいもしくは今のままとの回答。利用中の障害福祉サービスを減らしたいという回答はほぼなかった。あらゆる障害福祉サービスの需要は引き続き高い状態である。

問14　「我孫子市の障害者支援の取り組みに関する各施策の満足度」

・障害に対する理解の促進、地域の施設や事業所との連携、日中活動を安心して行える場所の充実、保健・医療支援に関する事業が比較的満足度の高い結果となった。

一方で、わかりやすい情報提供、バリアフリーのまちづくり、防災・災害・緊急時の対策に対する満足度が低いことがわかり、今後の課題となっている。

問15　「病気や障害の発症予防のため、もしくは重度化の予防のために、特に必要なことはどんなことだと思いますか。」（新設）

・最も多かった回答は相談したいときに相談できることであり、相談支援の充実のニーズが高いことがわかり、障害者プランに盛り込んでいきたい。

第4期我孫子市障害者プランにかかるヒアリング結果報告書(非公開）について

（事務局）

市内障害福祉サービスの事業所および市内の関係団体に回答いただいたアンケートの結果である。

事業所のヒアリングについては、対象事業107の事業所に配布し有効回収数が79事業、有効回収率が74%という結果であった。

関係団体については10団体に配布し、有効回収数が10票、有効回収率100%という結果である。

特徴的だった部分を取り上げて説明する。

Ⅰ.事業所アンケート

１.障害福祉サービス等事業提供状況及び回答状況

（2）利用者のニーズ

当該事業所が実施している福祉サービスのニーズについての設問で、利用者のニーズは増えているとの回答が多かった事業が計画相談支援と共同生活援助であった。市民アンケート結果同様、相談支援に対するニーズが高いことがわかる。

２.障害のある方に対する処遇及び課題

利用者の支援状況等の課題についての設問で、障害特性や障害種別等によって、対応が困難な場合があるという回答が多かった。

３.事業所の運営状況等

人材確保、人材育成が難しいとの回答が多く挙がっている。

４.他機関との連携状況

家族や障害福祉サービス等事業所、相談支援事業所と連携が取れているとの回答が多い一方、医療機関やボランティア・民生委員との連携は取れていないとの回答があった。地域生活支援拠点等の整備という面からも、関係機関との連携は課題が残る結果となっている。

６.市に希望する支援

人材確保のための支援や情報提供、スキルアップのための研修等の実施を求める回答が多く、共通の課題と捉えられる。

８.地域生活支援拠点等について

障害者総合支援法の改正により地域生活支援拠点等の整備が努力義務化したため、今回からアンケート項目に盛り込んでいる。知っている、内容はよくわからないが名前は知っているという回答が多く、よく知っているという回答は少なかった。認知度は高まっているが理解度を深めていく取り組みや連携強化の必要があると考えている。

Ⅱ.関係団体アンケート

団体会員の高齢化やなり手不足との意見が多かった。また、ヘルパー不足（同行援護、居宅、ガイド）を挙げる声も多く、人材確保・育成が課題と感じている。

説明は以上。

（委員）

事業所アンケートについて、107事業中回収数が79事業という表記にしているのは、複数の事業を行っている事業所の場合それぞれの事業について回答を求めたため、例えば1事業所であても事業分の複数回答を求めているためという認識で良いか。

（事務局）

お見立てのとおり。

議案第2号　第4期障害者プラン素案について

（事務局）

第1章　計画策定にあたって

１.計画策定の趣旨

我孫子市障害者プランは、障害者基本法第11条第3項に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める市町村障害者計画と障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第88条に基づく障害福祉サービスの供給量の見込みや、その確保のための方策を定める市町村障害福祉計画を併せ持つ。

３.計画の位置づけ

本市の最上位計画である「我孫子市第三次総合計画」や健康福祉部門および子ども部門の個別計画の上位計画にあたる「我孫子市第6次健康福祉総合計画」の基本理念である『安心とゆとりの健康福祉都市あびこ～地域が「つながり」みんなで「考え」互いに「支え合い」あらゆる人が「受けとめられる」まちづくり～』に基づき、策定した計画である。

４.計画の期間

本計画の計画年度は、障害者基本法に計画期間の規定がないことおよび障害者総合支援法による基本的な指針において、障害福祉計画の計画期間が3年とされていることから、令和6年度から令和8年度までの3年間としている。

５.基本理念および視点

「自分らしく」を応援するまちあびこという基本理念のもとに作成を行う。

自分らしくは、「障害の有無にかかわらず主体的に生きる」ことを表し、「応援する」とは本人の主体性を大切にし、意思決定を尊重するという支援のあり方を表現している。

第2章　障害のある方の現状と課題

第1節　障害のある方の現状

市の人口は減少傾向にある一方で、世帯数は増加している。

身体障害者手帳所持者数はほとんど変化が見られていない。

療育手帳所持者の数は、この3年間で1.1倍となっており年々増加傾向にある。障害に対する理解が広まったこと、軽症でも診断が受けられるようになったことなどが要因と想定している。

同じく精神障害者手帳所持者および自立支援医療、精神通院受給者についても3年間で1.11倍と増加している。

第2節　障害のある方を取り巻く状況および課題（P10)では、市民アンケートの回答結果について取りまとめており、加えて障害福祉サービス等提供事業所、障害者団体へのアンケート結果報告を行っている。

第1、2章の説明は以上である。

（委員）

第2章　1　市民アンケートの実施結果　「現在の暮らし方」（P13)について、現在障害者向けのグループホーム、生活ホームで生活している方が7.4%で、次のページの「今後3年をめどにした暮らし方」で障害者向けグループホームでの生活を希望する方が12.0%であるが、この7.4%の方の中で現状維持を希望する方も12.0%に含まれているという認識で良いか。自宅でひとり暮らしをしたいという項目においても同様か。

（事務局）

お見立てのとおり。前回までは「そのままの暮らし方を続けたい」という項目だったが、「そのままの暮らし」の内訳を確認することが困難であったため変更している。

（委員）

3年をめどに障害者向けグループホームに移りたいと考える方は、12.0%から7.4%を引いた数というイメージで良いか。

（事務局）

無回答の方もいるが、おおよそそのように考えて良いと捉えている。

（委員）

アンケート結果を見るに障害者福祉センターの利用継続を希望する方がいるようだが、これに対してどう考えているか。

（事務局）

個別施設計画で施設の長寿命化について確認した際、障害者福祉センターとあらき園の分館について長寿命化に適さないと評価されている。

すぐ取り壊すということではないが、将来的な動きを見据えてプランを作成する必要があり、障害者福祉センターの事業は縮小し、代替事業を検討していく方針であるため、このような記載になっている。

（委員）

現在利用している障害福祉サービス等の満足度について、自立生活援助の利用者が1名で、満足度が100％となっている。自立生活援助を利用していてアンケートに回答した方が1名だったということがわかるが、自立生活援助の利用実績人数がわかれば、本来の満足度に近い数値が得られるのではないか。

現在利用している障害福祉サービス等について、計画相談を利用している人数はもっと多いのではないかと推察される。アンケートに受給者証を参考に回答するよう表記されていたため利用しているサービスのみ選択したのではと感じた。利用実績や人数との比較表など資料があればよいと思う。

（事務局）

現段階ではアンケートの結果のみをもって表記しているため、今後取り入れたい。

（委員）

現在の平日の日中の過ごし方について、自宅で過ごしている方が25.4%と高く、3年後も自宅で過ごしたいという方が21%いる。

65歳周辺の方であれば就労より福祉を利用して生活したいと考える方が多いと思われるが、回答者の状況など情報はあるか。

（事務局）

市民アンケート結果報告書「性別・年齢層別・手帳別」において、「自宅で過ごしたい」と回答した方の年齢層は40～64歳、65歳以上の回答が多いことがわかる。

第3章　計画の基本的考え方　1.基本目標については大きな変更なし。

2.施策の体系

第4期障害者プランの基本目標、基本方針、施策を紹介している。重点施策については委員の意見を参考に選定を行いたい。

第3章の説明は以上である。

（委員）

質問なし。

第4章　基本計画

基本目標1　地域における理解啓発

【現状と課題】

　障害のある方が地域の一員として暮らしていくためには、市民に対し、障害についての正しい知識を広め、理解を深めていくことが非常に重要。

　理解の促進に関しては、取り組みがすぐに目に見える成果として反映されるようなものではないことから、今後も継続して市民、学校、公共施設、福祉施設および企業等に対し、障害のある方への理解を深めるための啓発活動を実施していくと共に、本市が実施している施策について、マルチメディアを活用し、積極的にPRしていく必要がある。

　また、障害のある方と実際に交流することで、障害をより身近に感じることができ、正しい知識や理解につながる。交流等の場や機会を充実することで、障害の有無にかかわらず、共に支え合う環境づくりを進める。

【基本方針】

(1)　理解の促進

　すべての市民が障害に対して正しい知識と理解を持つことができるよう、講演会や広報、マルチメディアを活用した情報発信、研修等の機会を通じ、積極的に啓発活動を実施していく。

施策1.広報・啓発活動の充実

○市民への啓発　○マルチメディア等を活用した情報発信（障害者支援課、あらき園、障害者福祉センター、障害者就労支援センター）　○メンタルヘルス啓発事業の実施　○多様性を認め合う学校教育活動の実施（指導課）　○市職員に対する研修等による啓発（人事課）

なお、障害者週間等の講演会などのイベントを市民への啓発、広報やホームページなどを利用した発信をマルチメディア等を活用した情報発信と定義している。

【基本方針】

（2）交流の場・機会作り

市民が障害のある方についての正しい理解を深め、地域での支援を促進するため、各種行事等の開催を通じて、障害のある方と交流する機会を設ける。

施策1.交流の場の充実

○地域との交流（あらき園）　○自発的な活動に対する支援

施策2.ボランティア活動への支援

○公設施設でのボランティア受け入れ（あらき園、障害者福祉センター）　○介護保険ボランティアポイント制度（高齢者支援課）

基本目標1の説明は以上。

（委員）

中途失聴者・難聴者協会の方から相談を受けた。「喫茶店で話していたところ声が大きく店員に注意された。中途失聴、難聴者のためどうしても声が大きくなってしまい、日中の居場所探しに苦慮している。」とのこと。当事者会やサークル活動の支援を盛り込んでいけたらより良いと感じている。

（事務局）

基本方針（2）交流の場・機会づくり　施策1.の交流の場の充実　○自発的な活動に対する支援において、様々な団体から後援・協力申請を受け、検討の上承認をしており、必要に応じて場所の確保なども行っている。広報への掲載なども行っているため、適宜ご相談いただきたい。

基本目標2　相談支援と権利擁護体制の充実

【現状と課題】

障害のある方が住み慣れた地域で自分らしく生活するためには、障害のある方やその家族からの相談を受け止め、様々な福祉サービスの情報提供・助言・利用支援等を行う相談支援事業の充実が重要。

　市では、障害者支援課内に設置している基幹相談支援センターを中心に、市内５地区に地域の相談窓口として「障害者まちかど相談室」を設置して、地域で連携した相談支援体制を築いている。相談件数が増加し、ニーズも多様化するなか、より一層の連携体制の強化と質の向上が求められる。そのためにも、支援体制の中心である基幹相談支援センターの役割を明確化し、情報共有、研修、指導の場を充実させ、地域全体として質の高い専門的な相談の提供ができる相談支援体制への取り組みを推進していく。またそうした体制について、自立支援協議会による評価・検証を行いながら、体制の向上を目指す。

　また、障害のある方の権利擁護については、「障害者虐待防止法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法とする。）」の理解啓発に取り組み、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて推進していく。同時に、通報や相談等への迅速な対応が可能な支援体制を構築する。さらに、成年後見制度の利用促進をはじめ、障害によって判断能力が不十分な方への意思決定支援を社会全体で行うことを目指す。

【基本方針】

(1)　相談支援体制の強化・充実

　障害種別にかかわらず、幅広い内容の相談に対応できる体制の充実が望まれている。そのため、基幹相談支援センターを中心に、地域の相談機関の連携を強化し、定期的に評価・検証を行いながら、質の高い相談体制の構築を目指す。

市民アンケートからも、相談支援の充実は障害福祉サービスの要になると考えている。

施策1.基幹相談支援センターの充実

○障害者相談の実施　○自立支援協議会の充実　○指定特定相談支援事業の運営

我孫子市は基幹相談支援センターを直営で設置しており、障害者総合支援法の改正により基幹相談支援センターの設置が努力義務化されたことからも、役割の明確化と強化の必要性を感じている。

また、自立支援協議会について、地域課題の把握とその改善に向けた取り組みの検討を具体的に進めていきたい思いがある。また、国の指針でも協議会で個別事例の検討に積極的に取り組むよう示されており、部会の専門性を高め連携強化を図りたいことから施策に盛り込んでいる。

施策2.相談支援事業の強化・充実

○障害者まちかど相談室の設置　○相談支援事業所連絡会の実施　○相談支援専門員の研修等の実施　○関係機関との連携　○障害者相談員の利用啓発

第3期プランでは「相談支援事業の強化・充実」と表記していたが、委託相談支援事業所のみならず市内の全ての相談支援事業所の連携、充実、機能強化を図りたいと考え、表記を変更した。

相談支援専門員の研修等の実施について、事業所アンケートの結果からも人材育成の場を求める意見が多くあったため、研修などの機会を設け、事業所の巡回訪問なども取り入れながらフォローアップできるような体制をより整えていきたい。

施策3.精神保健福祉の充実

○心の健康クラブの実施　○心の相談の実施　○アルコール教室の実施　○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築　○障害のあるひきこもりの方に対する支援機関のネットワークの構築　○自殺対策（社会福祉課）

【基本方針】

(2)　権利擁護の推進

　障害のある方が施設や地域の中で安心して生活できるよう、権利擁護のための支援体制が求められている。そのため、障害者虐待や障害者差別についての理解を深めるとともに、関係機関と連携しながら、相談があった場合に迅速かつ適切に対応できる体制の構築を目指す。また、必要な方が利用できるよう、成年後見制度の活用の推進を図る。

施策1.虐待防止センターの運営

○虐待に対する相談、指導、一時保護の実施　○市民に向けた虐待に関する普及啓発　○障害福祉サービス事業所へのフォローアップ　○関係機関との連携

施策2.成年後見制度の活用の促進

○成年後見制度の利用支援　○成年後見人・保佐人・補助人への報酬費助成事業の実施　○成年後見制度の普及啓発

施策3.障害者差別解消法の啓発

○障害者差別解消法の推進

権利擁護において大きな変更点はないが、市民への周知の強化が求められる点が共通している。

施策1の「関係機関との連携」について、第3期プランでは「権利擁護部会委員との連携」という表記であったため、対象を広げて地域全体で連携強化を図っていくことを目標とし、表記を変更している。

基本方針2についての説明は以上。

（委員）

基幹相談支援センターの強化について、計画相談のみ対応している相談支援事業所に対し行政から対応依頼することがあるが、サービス利用段階でなくその他の調整が必要なケースも散見される。その際基幹相談支援センターがケースワークし地域課題や世帯、本人の課題をクリアにして関係機関を巻き込んで計画を相談支援事業所に依頼するという流れができると良いと感じている。

（委員）

基本方針（1）施策2.相談支援事業の強化・充実の障害者まちかど相談室の設置について、すでに設置は済んでいるため充実という表記がよいのではないか。

（事務局）

再考する。

（委員）

自立支援協議会の充実について、地域の自立支援協議会の組織図や位置づけなどがわかる資料があれば良いと思う。

（会長）

相談支援従事者現任研修で地域の自立支援協議会の見学が必要になったが、その点どうなっているか。

（事務局）

受け入れの準備中である。今年度の研修は12名参加しており、12月の本部会と1月の相談支援部会に分かれて参加してもらう予定。

基本目標3 暮らしを支えるサービスの充実

【現状と課題】

障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし、活発に社会に参加していくためには、地域におけるサービスの質や量を確保し、サービスの情報提供から利用まで総合的な支援体制を整備することが必要。一方で、真に入所が必要な重度障害のある方に対し、安全・安心な居住の場と日中活動の場として入所施設の継続利用を支援することも必要。

　これまで、本市は医療的ケアが必要な障害のある方を対象とした短期入所（ショートステイ）の事業所や共同生活援助（グループホーム）の拡充、地域活動支援センターから障害福祉サービス事業所への移行支援を実施してきた。今後は、緊急時の対応や「親亡き後」を見据えた体験入居の機能や専門的な相談支援が提供できる体制の充実が必要であり、計画的に基盤整備を進めていく必要がある。

　また、必要なサービスの質と量を確保し、充実した障害福祉サービス等を提供するためにも、事業所が安定して運営できる仕組みづくりや、障害のある方、特にグループホーム等に入居している方の休日の過ごし方については、国の制度に基づいて推進していく。

　さらに、自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮すると共に、障害福祉サービス等その他の日常生活への支援を充実していくことで、住み慣れた地域で自立した生活と社会参加の実現を図っていく。

障害福祉サービス事業の課題と向き合い、サービス全体の質の向上を目指す。

【基本方針】

（1）日常生活への支援

　障害のある方が安心して地域で暮らせるよう、居宅介護、短期入所等の在宅生活におけるサービスの内容を充実させるとともに、必要な時に必要なサービスが受けられる体制を整備する。

施策1.福祉用具等の給付の推進

○日常生活用具の給付　○補装具の給付

施策2.障害福祉サービス等の充実

○介護給付　○訓練等給付　○日中一時支援事業　○配食サービスの実施　○訪問入浴サービスの実施　○理髪サービスの実施

【基本方針】

（2）意思疎通の支援

　障害のある方の日常生活における円滑なコミュニケーションのために、手話通訳者・要約筆記者の派遣等のコミュニケーション支援を推進する。また、障害に配慮し、市のホームページや広報あびこでの構成を工夫するとともに、わかりやすい情報提供を行う。

施策1.コミュニケーション支援の推進

○コミュニケーションの支援　○手話奉仕員の養成　○手話通訳の充実　○失語のある人向け意思疎通支援の実施（障害者福祉センター）　○手話講習会の実施（障害者福祉センター）

施策2.情報取得への支援の充実

○障害福祉のしおりの発行　○声の広報あびこ（秘書広報課）

○市ホームページの文字拡大・音声読み上げ（秘書広報課）　○視覚障害に配慮した郵送物による情報提供の実施

【基本方針】

（3）経済的支援の充実

障害のある方の経済的自立を支援するため、本人および家族等への経済的負担の軽減を図る必要がある。各種福祉手当や医療費の給付、その他助成事業等、経済的支援の充実を図る。

施策1.経済的支援の充実

○各種福祉手当の給付　○自立支援医療費の給付　○重度障害者医療費の給付　○グループホーム等家賃の助成

○一時介護委託料の助成　○障害者支援施設等通所費用の助成　○福祉タクシー運賃の助成　○住宅改造費の助成　○若年がん患者への福祉用具の貸与・購入費の助成【新規】　○自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成

○特定疾病療養者援助金の給付

【基本方針】

（4）日中活動の場・住まいの場の充実

障害のある方が住み慣れた地域で暮らし、充実した生活を送るためには、日中活動の場・住まいの場の確保が不可欠である。これまで本市では、住まいの場としてのグループホーム等の立ち上げや施設の改修費用の補助を実施してきた。

また、日中活動の場についても障害福祉サービスを実施する事業者への建設費等の補助を行った。

今後も、障害のある方が安心して生活できるよう、日中活動や住まいの場の整備に対する補助を実施するとともに、医療との連携強化や地域生活支援拠点の整備により、地域で生活できるよう支援を行っていく。

施策1.日中活動の場の充実

○障害福祉サービス事業所の施設整備・運営支援　○地域活動支援センターの運営支援

施策2.住まいの場の充実

○グループホームの施設整備・運営支援　○生活ホームの運営支援

施策3.公設施設公設施設の運営

○あらき園運営の充実（あらき園）　○障害者福祉センターの運営（障害者福祉センター）

【基本方針】

（5）保健・医療支援の促進

医療的ケアを要する障害のある方の在宅生活を支援するため、在宅医療・福祉連携体制の整備が求められている。医療を必要とする方と家族が安心して在宅で過ごすためには、訪問看護によるサポートや、専門医療機関、福祉・教育等との連携が非常に重要である。

また、高齢化する障害福祉サービス利用者に配慮した支援を充実し、推進する必要がある。

施策1.高齢障害者支援施策の推進

○高齢障害者が介護保険へ移行した場合の障害福祉制度による利用者の負担軽減　○高齢障害者に対応した福祉サービスの利用支援（障害者支援課、高齢者支援課）

施策2.在宅医療支援の推進

○在宅医療分野との連携の強化（障害者支援課、高齢者支援課）　○重度訪問介護利用者が入院した場合の医療機関における障害者支援

施策3.健康づくり体制の充実

○各種健康診査、各種がん検診、歯科健康診査（健康づくり支援課）　○歯科健康相談・健康教育（健康づくり支援課）　○出前講座等を通じた生活習慣予防に関する情報発信（健康づくり支援課）

【基本方針】

（6）質の高い福祉サービスの提供

公設施設であるあらき園および障害者福祉センターでは、質の高いサービスを提供できるよう専門職を配置し、民間事業所への技術的な援助を強化して支援の充実を図る。

施策1.公設施設による支援の充実

○事業所への専門職派遣（あらき園、障害者福祉センター）

施策2.障害福祉サービス事業所指定・監査の充実

○障害福祉サービス事業所の指定および監査

施策3.人材の確保の推進

○支援者向けの合同企業説明会の実施【新規】　○市のホームページでの募集

○専門職採用の推進

事業者アンケート等からも人材確保について課題があるとの回答があり、関心が高いと認識している。市として支援者向け説明会など取り組みを検討していきたい。

市のホームページでの募集について、ホームページ上で障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることを紹介する取り組みをしているため、前回の周知広報から変更している。

基本目標3の説明は以上。

（委員）

基本方針（6）質の高い福祉サービスの提供 施策1.公設施設による支援の充実○事業所への専門職派遣について、第3期プランから引き続き第4期プランにも掲載されているが、実績とニーズをどう捉えているか知りたい。

（事務局）

障害者福祉センターで行っている機能訓練についてのニーズは把握しているが人員体制が整わず行うことができていない。取り組むべき課題と捉えているため、計画に盛り込んでいる。

（委員）

身体機能の維持向上のために日々の機能訓練は重要であるが、障害者福祉センターの利用を断られている人がいるのが現状であるため、代替手段を検討いただきたい。

また、摂食嚥下についてあらき園職員がスーパーバイズを受けた内容を民間事業所に共有する事業もあったと記憶しているが、担当職員の異動により継続困難になってしまった。引継ぎを強化していただきたい。

（事務局）

摂食嚥下については日大松戸歯科の医師等を招いてあらき園利用者の食事の様子を見ていただき、職員の介助や環境作りについて助言を受けたり、摂食嚥下の研修会を行ってもらっている。

コロナ禍かつ食事に関する部分なので感染リスクも高いため対面での研修や訪問等を控えざるを得ない状況だった。

今後は研修会の開催や訪問等で知識の共有を図っていきたい。要望があれば挙げていただきたい。

（会長）

相談員の立場からも、モニタリングで生活上の課題が発覚した際、資源としてアピールしていく必要性を感じている。今後活発に活用されるよう、共有していきたい。

基本目標4　就労・社会参加の促進

障害のある方が働くことを通して、安定した生活の維持や生きがいのある生活を送るためには、多様な就労ニーズに対応し、障害の程度や特性に応じた就労環境づくりを推進する必要がある。

　改正障害者雇用促進法により、雇用の分野における障害のある方に対する差別の禁止および障害のある方が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が定められ、また、令和３年３月から障害のある方の法定雇用率が引き上げられることに伴い、今後も就労するための支援や就労した後の定着のためのフォローアップ支援の充実が求められている。

　本市では、障害者就労支援センターを設置し、障害のある方の一般就労に関する相談・支援に取り組んでいる。市内福祉施設の利用者を対象に実施する就職準備訓練は、就職希望者の増加に伴い、訓練スペースを拡充して対応している。今後も増え続けている精神障害のある方や発達障害の傾向がある方の相談に対応するために、評価機能と就職準備訓練を継続して行っていく。

　また、障害者優先調達推進法による方針の策定および取り組みを推進することで、障害福祉施設等の受注の機会を確保し、福祉的就労をしている障害のある方の自立を促進していく。就労・社会参加の促進を図る取り組みの一つとして農福連携もある。障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参加の実現を目指す。

 さらに、生活の質の向上および社会参加の促進を図るためには、スポーツ・レクリエーション、芸術文化等の余暇活動が重要である。しかし、スポーツ・文化施設や各団体における障害のある方の受け入れについては、設備面や人的な課題が多く、誰でも参加できる環境の整備等を検討する必要がある。

【基本方針】

(1)　就労の促進

 就労支援の取り組みについては、障害者就労支援センターを中核として職場適応援助者（ジョブコーチ）を配置し、就労を希望する方からの相談、訓練を通してスムーズな一般就労への移行を支援してきた。今後も、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センター、相談支援事業所、特例子会社等と連携し、相談の受付から就職後のフォローアップまで一貫した支援を提供する。また、福祉施設から一般就労への移行を促進すると共に、就職後の定期的な面談の実施や職場訪問、労働時間や業務内容に関する就職先への助言等の支援についても継続して実施し、一般就労に移行した人が職場に長期定着できるよう支援する。

施策1.就労の促進

○障害者就労支援センターの運営（障害者就労支援センター）　○「チャレンジドオフィスあびこ」の運営【新規】　○青年サークル「むぎの会」の実施（障害者就労支援センター）　○市役所での就労の場の確保（人事課）　○障害者優先調達推進法にかかる方針の策定・推進　○西部福祉センターへの視覚障害者マッサージ師派遣

基本方針2.社会参加の促進

障害のある方のスポーツ・レクリエーション、芸術文化等の余暇活動は、生活の質の向上につながり、身体機能の維持においても非常に重要。また、このような社会参加が、障害のある方への理解の促進にもつながる。この余暇活動を支援するためには、より多くの活動の機会や情報を提供することが必要である。

施策1.障害のある方の主体的な活動への支援の充実

○移動支援事業（ガイドヘルパー派遣事業）の実施

施策2.スポーツ・レクリエーションの推進

○障害のある方でも参加できるスポーツ・レクリエーションの推進（文化・スポーツ課）

第3期プランの施策3.芸術に関する施策について、障害者就労支援センター利用者の減少とコロナ禍で事業廃止したため削除している。

説明は以上。

（委員）

本来は今回の本部会前に就労支援部会を開催して意見を取りまとめておく必要があったのではないかと思われるが、事務局の障害者就労支援センターから発信なく、委員から連絡を受けて調整をするようなことがあり、事務局としての機能を成していなかった。

チャレンジドオフィスあびこなど良い取り組みが生まれている中、障害者就労支援センターの機能が強化されることを期待している。

（事務局）

就労支援部会の位置づけがようやく明確化したところであり、事務局機能が不十分であった。

議題の選定や方向性は事務局で検討すべきである。委員発信でも部会が成立する風通しの良さは残しつつ、主体性をもって運営するよう事務局に求めていく。

（委員）

我孫子市の資源を最大限活用できるよう協力できればと思っている。

（委員）

障害者就労支援センターについて、支援の対象者はセンターを経由して就労した人に限定されているのか。

特別支援学校を卒業し支援機関を使わず就職したが、現在支援が必要である人について、就労先からセンターに問い合わせたところ支援の対象外と回答があったと聞いている。

対象が限定されているのであれば拡大を検討していただきたい。そうでなく一時的に却下だったのであればその旨説明とフォローアップが欲しい。

（事務局）

特別支援学校が行う卒業後3年間のフォロー終了後に障害者就労支援センターが引き継ぐのは業務内であるが、その他は対象外との規定はなかったと記憶しているため、再度確認する。

（委員）

就職後しばらくは問題ないケースが多いが、年齢を重ねると身体的精神的に状況が変わってくる。その際支援をお願いしたいという思いがある。

（委員）

障害者雇用枠の相談等についても障害者就労支援センターで対応してもらえるか。

（事務局）

対応する。

基本目標5　安心して暮らせる環境づくり

【現状と課題】

　障害の有無にかかわらず、すべての市民にとって安心して暮らせる環境づくり、誰にとってもバリアフリーなまちづくりが必要。

　これまでも、障害のある方が安心して地域で暮らし続けるためにも、重度化や高齢化、また「親亡き後」を見据えた対策として、「地域生活支援拠点等」の基盤を整備してきた。地域の社会資源の連携を活かした面的整備として、評価、検証をしっかりとすることで、より地域の実情に対応した仕組みづくりを進める必要がある。

拠点の機能の整備として、障害者と養護者の2人世帯で、養護者に万が一のことがあった際支援を要すると見込まれる方についてリスト化する緊急対応対象者リストの策定を検討している。

また、今後も引き続き、関係機関や民間事業者、市民と連携し、安心して生活できる生活環境の整備、バリアフリーとユニバーサルデザインの普及・啓発を推進していく必要がある。

　さらに、災害時に配慮を要する方に対する支援のあり方が大きな課題となっているため、災害による教訓や国の方針等に基づき、地域住民や地域の組織・団体等による避難支援体制の構築を進め、「我孫子市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難場所での生活に地域における共助の力を最大限活用しながら、災害に強いまちづくりを進めていくことが必要。

　そして、新型コロナウイルス感染症による今までの経験を活かし、障害のある方が安心して継続したサービスの提供を受けられるような体制の整備が必要。

【基本方針】

(1)　快適な居住環境づくり

　障害のある方の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ地域生活支援拠点等の体制を整備し、積極的に活用していく。相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの５つを柱とした居住支援のための仕組みを整備することで、より安心・快適な障害のある方の生活を、地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指していく。誰もが社会的活動に参加しやすい環境を目指し、千葉県福祉のまちづくり条例に沿った福祉のまちづくりを総合的に推進するため、歩道段差解消や点字ブロック補修・設置等、バリアフリー化を進める事業を計画的に実施する。

施策1.地域生活支援拠点等事業の充実【新規】

○障害者まちかど相談室の活用　○緊急対応対象者リストの活用　○事業所への専門職員の派遣（あらき園、障害者福祉センター）【再掲】

施策2.道路・交通のバリアフリーの促進

○駅舎および駅周辺の整備（交通政策課）　○事業者等の送迎バスの空席を活用した外出応援事業（交通政策課）　○歩行空間の整備（道路課、交通政策課）

施策3.バリアフリー情報の提供

○バリアフリー情報提供事業（障害者福祉センター）

【基本方針】

（2）　防災・災害・緊急時への対策

　災害時や緊急時に、支援が必要な障害のある避難行動要支援者は、自ら必要な情報を入手することや自力による避難が困難であり、より迅速に避難をするためには、平時にどのような避難方法になるのか、またどのような支援が必要となるのかをあらかじめ確認しておくことが重要。「支援が必要」であることを周囲の人にわかりやすく表示する等、避難支援対策の充実・強化が求められている。災害時の避難所では、肢体不自由・聴覚・視覚・知的・発達・精神障害等、それぞれの特性に合わせた配慮が必要であり、地域の誰もが障害の特性に対応できるよう、避難方法を確認することや、地域での「防災訓練」等へ本人が参加することで、顔の見える関係での地域づくりが非常に重要である。

　また、災害時以外についても、緊急時の対応に有効なヘルプカードやＮＥＴ１１９の周知・活用を図っていく。

施策1.避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援

○避難行動要支援者避難支援計画の推進（市民安全課）　○避難行動要支援者名簿の管理　○福祉避難所の指定（市民安全課）　○福祉避難所の開設訓練　○災害避難所要支援者用ベストの活用　○福祉施設での避難訓練（あらき園、障害者福祉センター、こども発達センター）

施策2.緊急時の対応

○ヘルプマークの周知および活用　○ＮＥＴ１１９の周知および活用（消防本部、障害者支援課）　○緊急通報システム装置の貸与（高齢者支援課、障害者支援課）

施策3.感染症への対策

○市内施設への情報提供・啓発

説明は以上。

（委員）

緊急時の受け入れ・対応の機能として具体的にどの事業所を指しているか。

また、緊急対応対象者リスト作成のスケジュールはどうなっているか。

（事務局）

1点目について、これまでの自立支援協議会本部会の中で承認されたアコモード（アメリア）とむつぼし（とまり樹）を指している。

2点目について、緊急対応対象者リストは現在名簿整備のため抽出している段階。以前の対象者は療育手帳所持者かつ養護者と2人世帯の方で、養護者に万が一のことがあった際に単身世帯となる方としていた。

対象者に対し、万が一に備え関係機関に情報を共有して良いか、共有するにはどのような配慮を要するかなどを確認していたが、滞ってしまったため、再度リストの見直しや更新を今年度中に行い、完成したリストを委託相談支援事業所と協議、共有するスケジュールで進めている。

（委員）

休日や夜間に緊急事態が起きた際の支援機関を知りたい。

（事務局）

災害時の避難については、個別の事情や特性があるため、個別支援計画を整備していくこととなっている。

（委員）

委託相談支援事業所以外にもリストは提供されるのかまた、どんな情報が提供されるのか。避難行動要支援者名簿は自治会への提供も難航していると聞くが、整合性はとれるのか。リストの活用方法として具体的にどう考えているのか。

（委員）

過去にあった緊急対応ケースを紹介したい。

1ケース目は知的障害者と高齢の母の２人世帯。日中のサービスを終え夜間に自宅へ送迎したところ自宅に人気がなく、母不在であり自宅で単身で一晩過ごすことは危険であるため、相談支援専門員へ連絡が入り、即日短期入所を調整した。母は体調を崩して病院にいたことがわかった。

2ケース目は、夜中に「母が入院してしまった」と障害者本人から相談支援専門員に連絡があった。朝まで単身で過ごすことができると回答あったため、翌日から短期入所を調整した。対象者の担当になってから日が浅かったがSOSが来たことに驚いた。緊急時に身近な相談支援専門員などの支援者に連絡をするケースが多いように思う。

（委員）

リストを作成することは重要だが、活用されなければ意味がないため、具体的に作りこんでいってほしいと思う。紹介あったものと同様のケースは散見されるため、急を要する課題だと捉えている。

（会長）

担当相談支援専門員がいる方は緊急時の支援もつながりやすいが、そうでない方や委託相談支援事業所に相談歴のない方もいる。そういった方たちが緊急時に支援を受けられるよう検討している。

例えば短期入所の受け入れを検討する際、障害種別や服薬、特性などが少しでも明らかであれば受け入れ先の事業所もスムーズに対応できると考えられる。詳細は相談支援部会で検討を進めていく。

（事務局）

プランのレイアウトについて助言いただきたい。

現在のプランでは総括的な文言の後に施策、その後に事業名を箇条書きにしている。新しい案では事業名の後に事業の内容を具体的に記載する形を取っている。どちらが良いか委員の意見を聞きたい。

（委員）

新案の方が良い。

（委員）

新案かつ施策に付番した方が良い。

（事務局）

意見を参考に検討したい。

第5章　第7期障害福祉計画

1　国の基本指針の概要

第4章までは障害者計画であるが、第5章からは障害福祉計画で、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画となるため、国の指針に基づいて成果目標や活動指標を盛り込んでいく形になる。

基本理念や考え方は国のものを参考に成果目標を定めていくが、国の指針に対して、県で実施する成果目標と市で実施する成果目標があり、さらに市の方で障害者に対する事業と、障害児福祉計画がある。我孫子市の場合は連携を前提とし、障害福祉計画を障害者プランで策定し、障害児福祉計画を我孫子市子ども発達支援計画で策定している。

なお、各項目で成果目標と活動指標を設定している。

成果目標を達成するために、活動指標として数値や具体的な取り組みを設定する仕組みであるため、成果目標と活動指標を併記して照合しやすいレイアウトにしている。

2　福祉施設の入所者の地域生活への移行

3　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

4　地域生活支援拠点等が有する機能の充実

5　福祉施設等から一般就労への移行等

6　相談支援体制の充実・強化等

7　障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

8　地域生活支援事業等の見込み量

9　計画の推進体制と進行管理

１　推進体制

　本計画は福祉・医療・保健・教育・雇用等の幅広い分野を対象とし、計画推進にあたっては地域での結びつきを強め、支え合う体制を整備するために、各分野との連携が重要であることから、障害福祉サービス等事業所、障害者団体、医療機関、ＮＰＯ、民生委員、ボランティア、関係機関、庁内関係部署等と連携しながら取り組むことが必要。

また、障害のある方の視点に立った施策の展開には、当事者が各障害者施策へ参加・参画することが重要であり、あらゆる機会をとらえて、障害のある方や家族等のニーズや意見を把握することが必要。

本計画の取り組み等の検証と評価をすることが必要であるため自立支援協議会を核として、障害福祉サービス等事業者、関係機関、関係団体、関連部門との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行う等、協議して計画の推進に努める。

２　達成状況の点検および評価

（１）事業の進行管理

「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（評価）」「Action（改善）」の手順を実施することが業務の質を高めていくために重要となる。

 障害者総合支援法においては、定期的に調査、分析および評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更やその他の必要な措置を講ずることとされている。

本計画に定めるサービス見込量の進行管理、点検は自立支援協議会において少なくとも年1回その実績を把握し、検証と評価を行い、必要があると認めるときには計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる。

（２）アンケートの実施

サービスを利用する障害のある方や事業所等の現状や意向の把握をするために、3年ごとに障害者プランアンケートを実施する。

説明は以上。

（会長）

入所施設の現状についてみどり園のケースを補足する。

施設入所という場所を生活の場所として選ぶ人がかなり減ってきている。

みどり園だけでなく法人本部の方でも同様。ただ一定数ニーズはあり受け入れを行うことはあるが、日中支援型のグループホームが増え、施設入所以外の環境で生活できる人が増えているのも実情であり、数値だけで測れない情勢もある。

（委員）

高齢障害者で認知症を発症する方もいるが、サービス選定が難航する。その分循環できていないのが正直なところである。介護保険サービス適応の方もいると思われるため移行することも必要と感じているが、受け入れがスムーズにいかず若い障害者がサービス利用できない現状がある。

（委員）

今後は施設入所を減らしグループホームを増やしていく必要があると思われるため、整備の面で市の協力を求める。

（委員）

みどり園入所を選ばなかった人からは、日中活動が決まっているため、施設入所で完結させることに抵抗があるとの意見があった。

施設入所のニーズがあることはわかるが、千葉県袖ケ浦福祉センターが解体できたことからも、必要不可欠なサービスかどうかは検討が必要である。現入所者は継続を望む方がほとんどだとは思う。

（委員）

施設内で循環できないことで利用者の高齢化が進んでいく。

本人が心地よい環境にいることが最優先であるため、利用するサービスの選定は検討を重ねるべきである。

（委員）

介護認定を受けたことで介護保険サービスへの移行が進み障害福祉サービスの利用が難しくなるケースがある。

ただ、入所施設で高齢重度障害者の終末期まで対応するのは職員の負担が大きい。様々な課題を考慮し、介護保険移行も視野に入れる必要がある。

（委員）

施設入所利用者の場合、退所前提でないと介護認定を受けることができない。移行先が確約されないままタイムリミットだけが決まるリスクもあり、スムーズな移行ができないのが現状である。

（会長）

議案は以上である。

（事務局）

重点施策の選定について、後日メールにて相談させていただきたい。

（会長）

以上をもって、令和5年度第3回自立支援協議会本部会を閉会する。